

厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書における指摘の抜粋(指定・登録制度関係)

指定制度

手数料

登録制度

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

各指定法人を取り巻く時代の要請にも変化があるため、業務内容の見直しもさることながら、指定法人として当該業務を実施するという制度自体も検証が必要と思われる。ただし、当該制度の採否は個々の政策と密接に関わるため、個別の検証が必要であり、この作業は関係審議会等で行うべきと考えられる。

また、特定の法人が既得権として長期間にわたり指定による業務を実施するのではなく、より適切な法人が選定されるための環境整備も必要ではないかと考えられる。

【報告書7頁】

国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うのに足りる適正な料金となるよう見直す。

指定を受けて国家試験業務を実施している公益法人の例として、柔道整復研修試験財団及び社会福祉振興・試験センターからヒアリングを行ったが、そこから、試験料を主たる財源として実施される当該業務において、年度別に見て収支差益があることが明らかになった。

このような公益法人は、試験料等を独占的に得られる特別な地位を付与されているものであるため、まずは、試験料等を試験業務のコストを適正に反映したものにすべきであるが、それにとどまらず、現在のコスト自体が適正かという観点からも、その水準を見直す必要がある。

【報告書7頁】

機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するための登録要件の緩和・見直し等を行い、登録法人数の拡大を図る。

この業務については、平成15年度末に指定制度から登録制度に移行しており、現行法で既に複数法人の参入が認められているが、その例として行った日本ボイラ協会からのヒアリング等からは、その参入がまだ少なく、既存法人のシェアが圧倒的であることが明らかになった。

例えば第二種圧力容器の個別検定(※)の分野では、登録制度移行後に株式会社が2社参入しており、そのシェアが6.3%程度である一方、日本ボイラ協会のシェアは85.3%程度となっている。(平成21年度)

そこで、上記のとおり、競争を促進する必要があると考える。

※ 個別検定…小規模の圧力容器等について製造時等に安全性を確認するもの

【報告書8頁】

# 厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会 報告書への対応について

## 1 改革への提言(抜粋)

安全衛生部

### 特別民間法人

#### 【労働災害防止団体】

中央労働災害防止協会は、設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。

### 公益法人

#### 【指定事務:(財)安全衛生技術試験協会】

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

#### 【試験料・登録料:(財)安全衛生技術試験協会、(社)労働安全衛生コンサルタント会、(社)日本作業環境測定協会】

国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

#### 【検査・検定:(社)日本ボイラ協会、(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(社)産業安全技術協会】

機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行い、登録法人数の拡大を図る。